

やまぐち海洋ごみアクションプラン
(山口県海岸漂着物等対策推進地域計画)



令和2年(2020年)12月

山 口 県

目 次

フォト 「みんなで守ろう！やまぐちのキレイな海岸」	1
第1章 計画の基本的事項	
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画策定の目的	4
第3節 計画の位置づけ	4
第2章 海岸の環境等の現状と課題	
第1節 海岸の現況と利用状況	
1 自然環境の状況	5
2 海岸管理・利用の状況	9
3 重点区域の設定	15
第2節 海岸漂着物の状況	
1 海岸漂着物の実態調査	17
2 廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着状況	21
第3節 漂流ごみ等の状況	
1 漂流ごみの実態調査	21
2 海底ごみの実態調査	23
第4節 海岸漂着物対策の取組	
1 国の取組	27
2 県及び市町の取組	28
3 民間団体等や住民・ボランティアによる取組	33
第5節 海岸漂着物対策を巡る課題	
1 現状把握・調査に関する課題	35
2 海岸漂着物の処理に関する課題	35
3 漂流ごみ等の処理に関する課題	35
4 発生抑制対策に関する課題	35
5 海洋プラスチックごみ対策に関する課題	35
6 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進に関する課題	35
7 地域に適合した持続可能な仕組みづくり	36
8 災害起因の大量漂着、有害性・危険性物質の漂着等 非常時・緊急時における対応	36
第3章 山口県海岸漂着物対策の基本方針	
1 海岸漂着物の円滑な処理の推進	37
2 漂流ごみ等の円滑な処理の推進	37
3 流域圏での効果的な海岸漂着物等の発生抑制の推進	37
4 海洋プラスチックごみ対策の推進	38
5 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	38
6 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	38

第4章 山口県海岸漂着物対策

第1節 海岸漂着物対策

- 1 重点区域における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 2 その他の区域における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

第2節 漂流ごみ等対策

- 1 漂流ごみの回収・処理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 2 海底ごみの回収・処理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

第3節 海洋プラスチックごみ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

第4節 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進・・・・・・・・ 4 2

第5章 関係者の役割分担と相互協力

第1節 関係者の役割分担

- 1 国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- 2 県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- 3 市町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- 4 海岸管理者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- 5 住民・ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- 6 民間団体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- 7 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4
- 8 大学・研究機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

第2節 推進体制

- 1 推進体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- 2 民間団体等、住民・ボランティアとの連携・協働・・・・・・・・ 4 5

第3節 関係者の相互協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6

第6章 海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項等

第1節 地域計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

第2節 地域計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

<資料>

- 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」・・・・ 4 9

(用語の定義)

この地域計画においては、次に掲げる用語の定義は、記載のとおりとする。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策

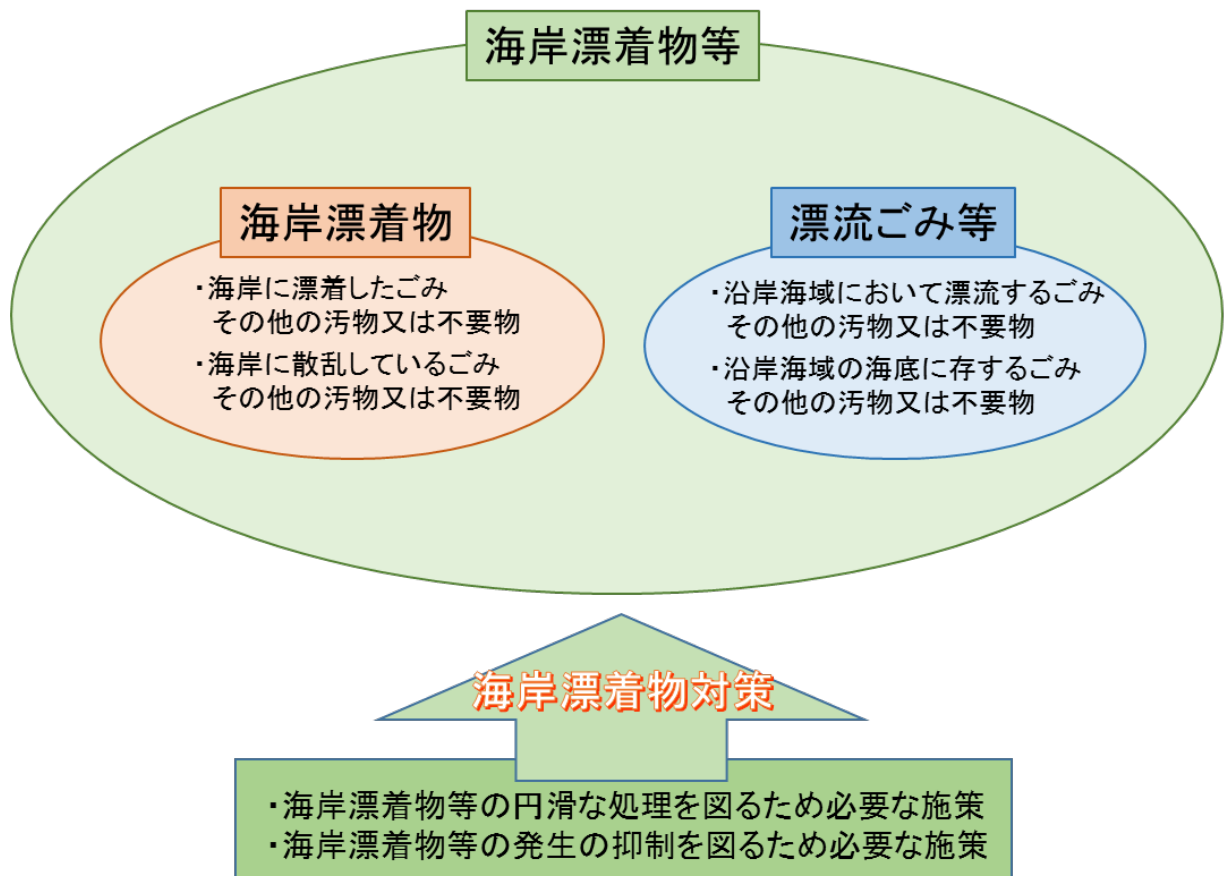


図 海岸漂着物等の概念図

みんなで守ろう！やまぐちのキレイな海岸





3億年前は海だった美祢市は、
現在、自然環境の豊かな、海の源です



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国の海岸には、国の内外から大量の漂着物が押し寄せており、良好な景観や環境、漁業、観光、海岸機能などへの影響が深刻化しています。

山口県は3方が海に開け、全国で6番目となる1,504kmもの長い海岸線を有しています。

海岸は海につながる身近な自然であるとともに、古来より人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない県民共有の財産でもあり、海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制等の対策を講じることは極めて重要です。

このため、県では、平成22年10月に制定した「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」の主旨を踏まえるとともに、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条の規定により、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づいて、平成23年9月に山口県海岸漂着物対策推進地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

この計画に基づき、国や市町、民間団体、住民・ボランティアなど各主体との連携と協力により、海岸、河川、漁港等における清掃活動をはじめ、海岸漂着物の定期的な調査、不法投棄の防止のための監視、啓発活動などに努めてきましたが、依然として処理しきれない量と質の漂着物が漂流・漂着している現状にあります。

さらに近年では、海洋流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）やマイクロプラスチック*による生態系への影響に関心が高まり、地球規模で取り組むべき課題となっています。

こうした中、平成27年9月の国連サミットにおけるSDGs*の採択、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン*」など、国際的な取組が進められています。

国においては、海岸漂着物処理推進法の改正（平成30年6月）による漂流ごみ等の処理推進やマイクロプラスチック対策など新たな規定の追加及び国の基本方針の変更（令和元年5月）が行われるとともに、第4次循環型社会形成推進基本計画に基づく「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定（令和元年5月）され、海洋プラスチックごみに対する取組が一層強化されることとなりました。

県では、こうした世界的な動きや国の取組を反映して、より確実な対策を講じることで、海岸等の恵み豊かな美しい自然や良好な景観、快適な生活環境を確保し、将来の世代に引き継いでいけるよう、地域計画の改定を行います。

「*」を付した用語の解説は、＜資料＞(P48)に掲載しています。

第2節 計画策定の目的

地域計画は、本県の海岸の恵まれた景観、生物の多様性、公衆の衛生等の総合的な環境について、その良好な状態を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれた環境を再生することを目的として、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

この度の海岸漂着物処理推進法の改正により新たに加えられた、漂流ごみ・海底ごみを含めた海岸漂着物対策を確実に推進するため、地域計画の名称を「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画」と変更します。

加えて、地域計画の通称名を「やまぐち海洋ごみアクションプラン」とします。

このことにより、内陸から沿岸に至る流域圏の多様な主体が「やまぐちの海岸」に親しみを持ち、連携をさらに深めて対策に取り組むことを目指し、海岸漂着物等の円滑な処理及び効果的な発生抑制を推進します。

第3節 計画の位置づけ





地域計画を以下のとおり位置づけます。

○海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び国の基本方針に基づいた計画

○山口県循環型社会形成推進基本計画と整合が図られた計画

また、本計画とSDGsの目標及びターゲットの関連を表1に示します。

表1 本計画とSDGsの関連

関連する目標	関連するターゲット	本計画
 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	ターゲット 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する	海岸漂着物等の円滑な処理の推進
 目標 4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	ターゲット 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする	環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進
 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する	ターゲット 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する	海洋プラスチックごみ対策の推進
 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する	・流域圏での効果的な海岸漂着物等の発生抑制の推進 ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

第2章 海岸の環境等の現状と課題

第1節 海岸の現況と利用状況

1 自然環境の状況

(1) 海岸線延長

本県は海岸線延長（平成30年度）が、1,504kmで、全国6番目に長く、その約半分は変化に富んだ自然海岸であり、瀬戸内海沿岸は点在する多数の美しい島と砂浜や干潟、日本海沿岸は美しい自然の湾や砂浜、奇岩、海蝕崖により形成されています。

なお、海岸線延長の上位10道県を、表2-1に示します。

表2-1 海岸線延長の上位10道県

順位	道県名	海岸線延長
1	北海道	4,446km
2	長崎県	4,171km
3	鹿児島県	2,643km
4	沖縄県	2,029km
5	愛媛県	1,704km
6	山口県	1,504km
7	広島県	1,123km
8	三重県	1,083km
9	熊本県	1,065km
10	島根県	1,028km

出典：海岸統計（平成30年度国土交通省河川局編）



瀬戸内海（上関町八島）



日本海（長門市竜宮の潮吹）

(2) 海流・気候の状況

① 海流

本県は、三方を瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する海に開かれており、日本海や響灘は対馬暖流が年間を通じて南西から北東に流れています。

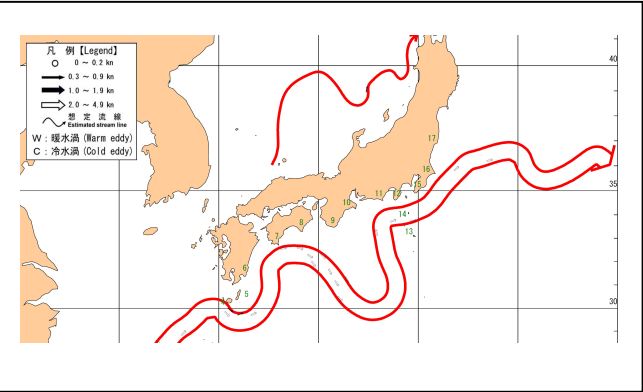
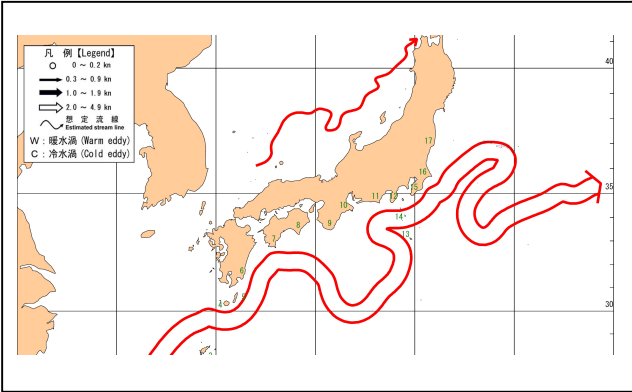
このため、本県の日本海側の沿岸に漂着するごみ等は、県内河川等から流出するもののほか、西方に位置する中国、韓国、九州地方から漂流してきたものも多いと考えられます。

こうした対馬暖流を含む四季を通じた海流の状況について、海上保安庁海流図から抜粋し、図2-1に示します。

本県日本海側の響灘等の海流は、対馬や壱岐によって流れが狭まることにより、対馬暖流の流れがやや緩和されています。

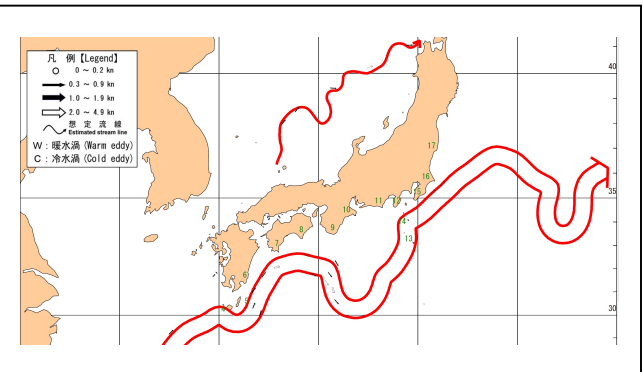
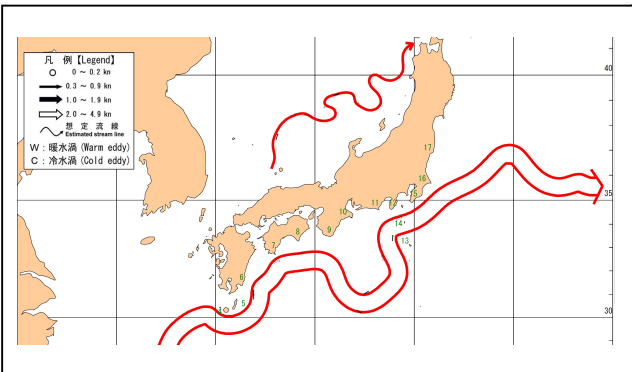
春期:平成 31 年 4 月 1 日

夏期:令和元年 7 月 1 日



秋期:令和元年 10 月 1 日

冬期:令和 2 年 1 月 5 日



(出典)海上保安庁海流図

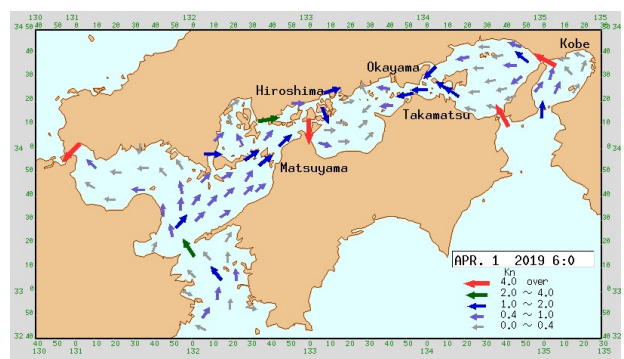
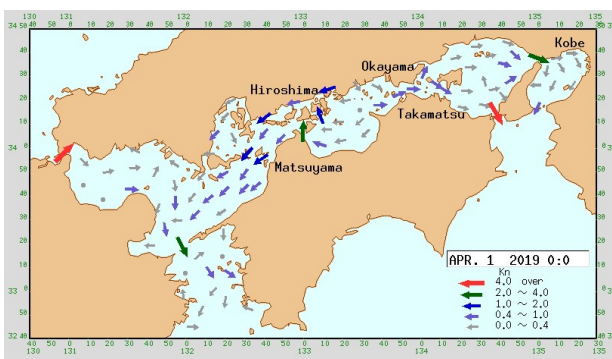
図 2-1 我が国周辺の海流

一方、瀬戸内海は、西は関門海峡、南は豊後水道、東は明石海峡、鳴門海峡、友ヶ島水道等を通じ、潮の干満等に伴って、太平洋や日本海から潮の出入りがあることから、潮流は内部での定期的な往復を主成分とし、一定方向ではありません。

こうした瀬戸内海の潮流のうち、周防灘における主なパターンを図 2-2 に示します。

平成 31 年 4 月 1 日 0 時

平成 31 年 4 月 1 日 6 時



(出典)第六・第七管区海上保安本部瀬戸内海沿岸潮流推算(時間別推算)

図 2-2 瀬戸内海における主な潮流

② 気候

本県は、日本海側、瀬戸内海側で気候が異なります。それぞれの特徴は以下のとおりです。

ア 日本海側の気候

夏の降水量は多い。冬は暖かい。島や海岸はとくに温暖である。
冬の季節風はやや強い。

イ 瀬戸内海側の気候

西部は、冬暖かく、夏は多雨。東よりの風、または西よりの風が卓越する。
東部は、冬暖かく、夏・冬ともに雨が少ない。

(3) 海岸に流入する河川の状況

本県には、一級河川が 2 水系、46 河川あります。県境の小瀬川水系と県中央を流れる佐波川水系で構成されています。二級河川は、106 水系、434 河川あります。主な河川は錦川、阿武川、厚東川等です。

全ての河川は、瀬戸内海、日本海の本県の海岸に流入しています。本県の主な河川一覧を表 2-2 に示します。

表 2-2 本県の主な河川一覧

水系名		延長(m)	海岸流入市町	水系名		延長(m)	海岸流入市町
一級河川	佐波川	138,112	防府市	二級河川	有帆川	53,650	山陽小野田市
	小瀬川	59,995	和木町・大竹市		厚狭川	103,030	山陽小野田市
二級河川	錦川	331,829	岩国市		木屋川	136,703	下関市
	由宇川	24,300	岩国市		綾羅木川	18,608	下関市
	田布施川	38,520	田布施町・平生町		川棚川	8,580	下関市
	島田川	123,901	光市		栗野川	74,760	下関市
	切戸川	14,674	下松市		掛淵川	38,870	長門市
	末武川	22,950	下松市		深川川	25,490	長門市
	富田川	18,200	周南市		三隅川	19,480	長門市
	夜市川	13,300	周南市		阿武川	323,031	萩市
	南若川	14,880	山口市		大井川	60,240	萩市
	樫野川	133,201	山口市		郷川	10,830	阿武町
	井関川	9,000	山口市		江津川	8,100	萩市
	真締川	10,200	宇部市		田万川	62,350	萩市
	厚東川	235,170	宇部市				

(注) 令和 2 年 4 月 1 日現在

(4) 海岸における国立公園、国定公園等の指定状況等

本県の海岸は、表 2-3 のとおり、瀬戸内海国立公園や北長門海岸国定公園に指定されており、優れた自然の景観や多様な生態系を有する良好な自然環境の保全と利用が図られています。

また、自然の状態が保たれ、海水浴、潮干狩り等で身近に親しまれている自然海岸の保存と適正利用を図るため、山口県自然海浜保全地区条例に基づき、地元関係者の理解と協力のもと、表 2-4 のとおり 8 カ所、海岸線 2,070m の自然海浜保全地区が指定されています。

こうした優れた自然海岸では、海岸漂着物等の回収・処理を優先して実施する必要があります。

表 2-3 海岸関連の国立公園、国定公園の指定状況

公園名	面積(ha)	関係市町
瀬戸内海国立公園	6,214	岩国市、周防大島町、柳井市、上関町、田布施町、平生町、光市、下松市、周南市、防府市、下関市
北長門海岸国定公園	12,384	下関市、長門市、萩市、阿武町

(注 1) 令和 2 年 3 月末現在

(注 2) 面積は、海域並びに、瀬戸内海国立公園・海域公園地区 (56.4ha) 及び北長門海岸国定公園・海域公園地区 (33ha) を含まない

表 2-4 自然海浜保全地区の指定状況

No	名称	指定年月日	指定区域		関係市町
			海岸線延長(m)	面積(ha)	
①	長浦自然海浜保全地区	昭和 58. 3. 15	490	2. 57	周防大島町
②	白浜 〃	〃	200	1. 07	下松市
③	安岡 〃	〃	190	1. 39	下関市
④	室津 〃	昭和 58. 7. 5	400	2. 54	〃
⑤	小串 〃	〃	120	0. 43	〃
⑥	ならび松 〃	〃	250	1. 25	〃
⑦	犬鳴 〃	〃	120	1. 40	〃
⑧	刈尾 〃	昭和 60. 3. 29	300	2. 38	周南市
	計 8 カ所		2,070	13. 03	

(注) 令和 2 年 3 月末現在

2 海岸管理・利用の状況

(1) 海岸の管理者区分

本県の1,504kmの海岸は、表2-5及び図2-3のとおり海岸の種類や区域に対応し、山口県知事又は市町の長が海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者として管理しています。

表 2-5 海岸管理者等の分類

種 類	区 域	管 理 者	山口県内の管理者名	主務大臣
建設海岸*	その他の区域	海岸管理者	山口県知事、市町の長	国土交通大臣
港湾海岸* (運輸海岸)	港湾区域	港湾管理者	山口県知事:23港 市町の長:6港	
農地海岸*	土地改良法等による区域	海岸管理者	山口県知事、市町の長	農林水産大臣
漁港海岸*	漁港区域	漁港管理者	山口県知事:7港 市町の長:90港	

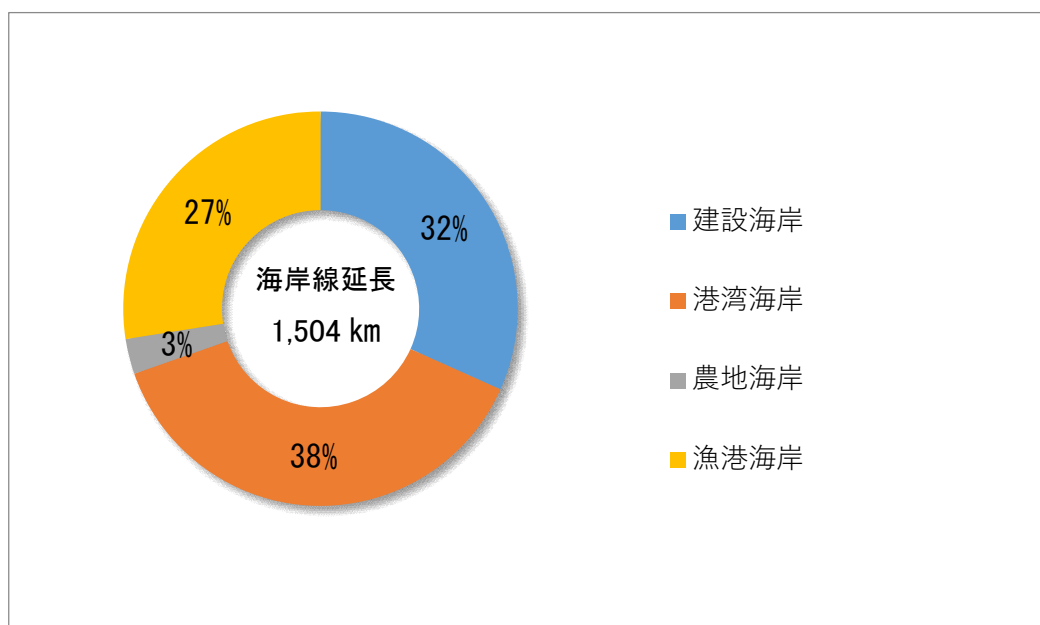


図 2-3 海岸の管理者区分

(2) 港湾・漁港の状況

本県は、本州の最西端に位置し、三方が海に開かれており、古くから漁業や海運など、海とのつながりが深く、長い海岸線に沿って多くの港湾や漁港が発達しています。

① 港湾

県内の港湾は29港で、表2-6のとおり、国際拠点港湾2港、重要港湾4港、地方港湾23港があり、管理主体別では県管理23港、市管理6港となっています。

表 2-6 山口県内の港湾

港格	位置づけ	港数	No・港湾名(管理主体)	関係市町
国際 拠点 港湾	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾	2	①下関港(市)	下関市
			②徳山下松港(県)	下松市、光市 周南市
重要 港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾	4	③岩国港(県)	岩国市、 和木町
			④三田尻中関港(県)	防府市
			⑤宇部港(県)	宇部市
			⑥小野田港(県)	山陽小野田市
地方 港湾	【地方港湾】 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾 【避難港】 暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾	23	⑦特牛港(県)、⑧角島港(県)	下関市
			⑨丸尾港(県)	宇部市
			⑩山口港(県)	山口市
			⑪山口東港(市)、⑫秋穂港(市)	
			⑬青江港(市)	
			⑭萩港(県)、⑮櫃島港(市)	萩市
			⑯由宇港(県)、⑰柱島港(市)	岩国市
			⑱油谷港[避難港](県)	長門市
			⑲柳井港(県)、⑳大島港(県)	柳井市
			㉑厚狭港(県)	山陽小野田市
			㉒久賀港(県)、㉓安下庄港(県)	周防大島町
			㉔小松港(県)、㉕伊保田港(県)	
			㉖白木港(県)、㉗沖浦港(県)	
㉘室津港(県)	上関町			
㉙平生港(県)	平生町			

(注) 令和2年4月現在

② 漁港

県内の漁港は97港で、表2-7のとおり、第1種漁港57、第2種漁港34、第3種漁港2、特定第3種漁港1、第4種漁港3があり、管理主体別では県営7港、市町営90港となっています。

表2-7 山口県内の漁港

種別	港数	管理区分	漁港名	関係市町
第1種漁港	57	市町営	通津漁港、黒島漁港、端島漁港、由宇漁港	岩国市
			和田漁港、森野漁港、椋野漁港、前島漁港、浮島漁港、日良居漁港、安下庄漁港、三蒲漁港、出井漁港、志佐漁港	周防天島町
			伊保庄漁港、平郡漁港、阿月漁港、鳴門漁港、神代漁港	柳井市
			祝島漁港、室津漁港、八島漁港	上関町
			大津島漁港、裕大島漁港、戸田漁港	周南市
			大道漁港、富海漁港、牟礼漁港、中浦漁港、西浦漁港	防府市
			山口漁港、相原漁港、阿知須漁港	山口市
			丸尾漁港	宇部市
			刈屋漁港、高泊漁港、埴生漁港、梶漁港	山陽小野田市
			蓋井島漁港、王喜漁港、吉母漁港、六連島漁港、川棚漁港、涌田漁港、宇賀漁港、室津下漁港、二見漁港、肥中漁港、角島漁港	下関市
			津黄漁港、立石漁港、伊上漁港、久原漁港、小島漁港	長門市
			大島漁港、相島漁港	萩市
			宇田郷漁港	阿武町
			第2種漁港	34
油田漁港、白木漁港	周防天島町			
柳井漁港	柳井市			
上関漁港	上関町			
佐賀漁港	平生町			
尾津漁港	田布施町			
光漁港、牛島漁港	光市			
福川漁港	周南市			
向島漁港、野島漁港	防府市			
秋穂漁港	山口市			
床波漁港、宇部岬漁港	宇部市			
安岡漁港、吉見漁港、小串漁港、矢玉漁港、和久漁港、島戸漁港、阿川漁港	下関市			
大浦漁港、掛淵漁港、久津漁港、湊漁港、通漁港、黄波戸漁港、野波瀬漁港	長門市			
三見漁港、玉江漁港、天井漁港、須佐漁港	萩市			
奈古漁港	阿武町			
第3種漁港	2	県営		
			萩漁港	萩市
特定第3種漁港	1	県営	下関漁港	下関市
第4種漁港	3	県営	川尻漁港	長門市
			見島漁港、江崎漁港	萩市

(注1) 令和2年4月現在

(注2) 第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とする漁港

第2種漁港：利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さない漁港

第3種漁港：利用範囲が全国的な漁港

特定第3種漁港：第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定められた漁港

第4種漁港：離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港

(3) 海岸の利用の状況

① 海水浴場

県内の主な海水浴場は、表 2-8 のとおり 40 カ所あり、人々が海辺と親しむための身近な場として利用されています。

表 2-8 山口県内の主な海水浴場

海水浴場名	関係市町	海水浴場名	関係市町
①潮風公園	岩国市	②①ひこっとランドマリンビーチ	下関市
②ビー玉海岸	周防大島町	②②安岡	
③逗子ヶ浜		②③吉母	
④陸奥		②④室津	
⑤片添ヶ浜		②⑤鳴き砂ビーチうしろはま	
⑥庄南ビーチ		②⑥土井ヶ浜	
⑦大島ふれあいビーチ		柳井市	
⑧サザンセット伊保庄マリンパーク	田布施町	②⑧角島大浜	
⑨馬島		②⑨コバルトブルービーチ	
⑩室積	光市	②⑩ホワイトビーチ島戸	
⑪虹ヶ浜	下松市	②⑪阿川ほうせんぐり海浜公園	
⑫はなぐり		②⑫伊上海浜公園YYビーチ 350	
⑬長田海浜公園		②⑬大浜	
⑭野島	防府市	②⑭二位ノ浜	
⑮富海		②⑮只の浜	
⑯中道	山口市	②⑯船越	
⑰きらら博記念公園 月の海		②⑰菊ヶ浜	
⑱キワ・ラ・ビーチ	宇部市	②⑱長磯	
⑲白土		②⑲湊	
⑳きららビーチ焼野	山陽小野田市	②⑳清ヶ浜	阿武町

(注) 令和元年度水質検査実施海水浴場及び市町調べ

② マリーナ

県内の主なマリーナは表 2-9 のとおり 18 か所あり、民間企業や第三セクター等により管理されています。

表 2-9 山口県内の主なマリーナ

マリーナ名	管理者区分	関係市町
①マリナーズ	民間企業	岩国市
②マリーナ岩国	民間企業	
③新港マリン	民間企業	
④柳井ホンダマリーナ	民間企業	柳井市
⑤伊保庄マリーナ	民間企業	
⑥山口県スポーツ交流村	(財)山口県ひとづくり財団	光市
⑦グリーンヤマトマリーナ	民間企業	周南市
⑧マリーナシーホース	民間企業	
⑨デルタマリン防府マリーナ	民間企業	防府市
⑩問屋ロマリーナ	民間企業	
⑪日産マリーナ	民間企業	宇部市
⑫UBE マリーナ	民間企業	
⑬小野田マリンエンジン	民間企業	山陽小野田市
⑭マリーナ下関	民間企業	下関市
⑮フィッシャリーナむろつ	山口県漁業協同組合	
⑯フィッシャリーナ小島	第三セクター	長門市
⑰SHIZUKI マリーナ	民間企業	萩市
⑱マリーナ萩	第三セクター	

(出典)海上保安庁、ホームページ情報等

③ 観光スポット

県内の海岸では、美しい景観、歴史・文化が育んだ史跡など、多数の魅力ある観光スポットがあり、そのうち、海岸と密接な関連を有するものを表 2-10 に例示します。

表 2-10 海岸と密接な関連のある観光スポット(例示)

名 称	関係市町	特 色
海上遊歩道	下松市	全長約 300mの海上遊歩道では、潮風に吹かれながら散歩ができ、海に乗り出した突堤では釣りが楽しめる。
夕日岬・はなぐり岩	下松市	西日本有数の夕日の名所で、特に夕日岬から、海水の浸食により穴の開いた「はなぐり岩」を見る夕日は絶景である。
本山岬くぐり岩	山陽小野田市	3 億年から 2 億 5 千万年前の地層が露出し、浸食や風化を繰り返しながら、長い年月をかけ形成された奇岩。干潮時にだけ近づくことができ、夕暮れ時と干潮時間が重なった日には多くの人がカメラを構えている人気スポットである。
巖流島（舟島）	下関市	宮本武蔵・佐々木小次郎両雄による巖流島の決闘の地といわれ、決闘を連想させる海浜や両雄の像などがある。
二見夫婦岩	下関市	響灘を望む国道の脇の海岸そばに立つ夫婦岩は、神聖な岩として信仰され、響灘に夕日が沈む頃、岩と海と太陽があいまって作り出す風景は神秘的である。
角島灯台公園	下関市	明治期の貴重な文化遺産である角島灯台を核として、周辺に散策路、多目的広場、記念館、展望ギャラリー等を整備した公園である。
青海島	長門市	北長門海岸国定公園の代表的な景勝地で、「海上アルプス」の別称で呼ばれており、東西北の三面は日本海の荒波を浴び、波浪に浸食された断がい絶壁、洞門、石柱、岩礁などが 16km にわたって変化に富む豪壮雄大な景勝をつくり出している。中央部静ヶ浦には、キャンプ場、海水浴場、自然研究路などがある。
菊ヶ浜土塁（女台場）	萩 市	菊ヶ浜の南側にあり、文久・元治の頃、萩の沖合にも黒船が出没した際、海防のために築造した砲塁である。
ホルンフェルス（須佐湾）	萩 市	海食海岸で第三紀層の砂岩、頁岩の互層が熱作用によりホルンフェルス化したものである。黒色と淡灰色の岩が互層をなしている美しい断崖で、わが国の学術上においても極めて重要視されている。
夫婦島（男鹿島、女鹿島）	阿武町	日本海に浮かぶ阿武町のシンボル「鹿島」は、仲良く並ぶ様子から夫婦島とも呼ばれている。
清ヶ浜	阿武町	白砂青松の海岸が続き、水と砂の美しさは県下有数といえる。夏には、山陽や北九州方面から大勢の海水浴客や、キャンプ客で賑わう。“キュッ、キュッ”と鳴くような音を発する鳴き砂が残っている。

(出典)市町調べ

3 重点区域の設定

(1) 重点区域の設定の趣旨

本県の海岸は、総延長 1,504km にも及び、全ての海岸において漂着物の回収・処理を行うことは極めて困難です。

このため、大量の海岸漂着物が海岸に集積し、海岸の良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要性の高い区域を重点区域として設定し、海岸漂着物の円滑な処理や発生抑制対策等を計画的に実施することにより、海岸の清潔等の保持及び漂着物等の海域への再流出防止を図ります。

(2) 重点区域の選定基準

重点区域は、本県の海岸において、漂着物の量や質などの「漂着物の特性」や、優れた自然環境を有する等の自然的特性、離島等の地理的特性、多くの県民・事業者の利用がある等の社会的特性などの「海岸の特性」に該当する海岸に応じ、海岸管理者等、沿岸市町、山口県海岸漂着物対策推進協議会等の意見を踏まえ、景観・環境保全上の支障や対策の必要性等を総合的に検討し、設定します。

重点区域の選定方針及び選定基準は、図 2-4、表 2-11 のとおりです。

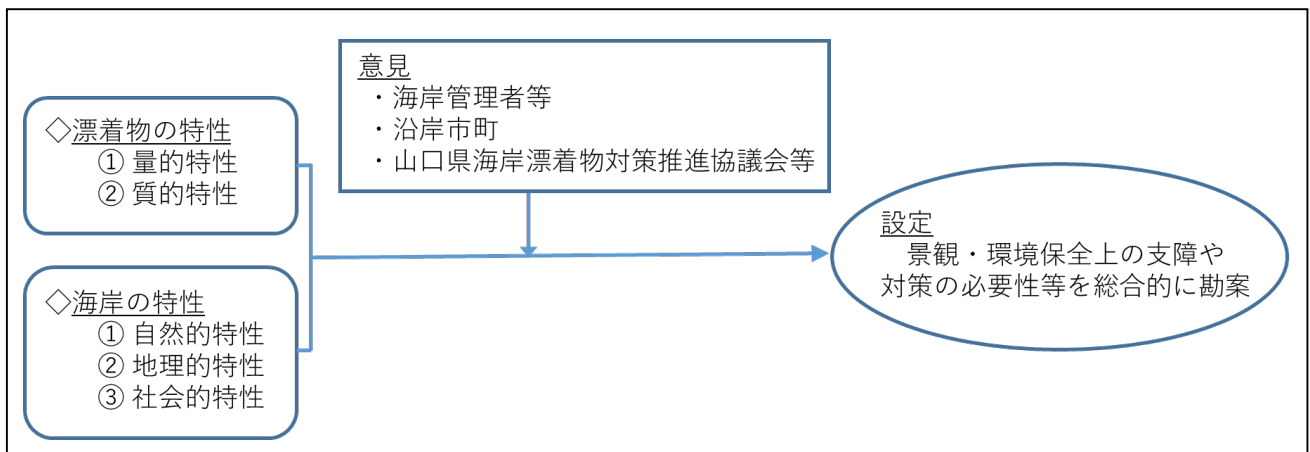


図 2-4 重点区域の選定方針

表 2-11 重点区域の選定基準

評価項目		特性の基準
漂着物の特性	量的特性	大量の漂着物等が集積する海岸
	質的特性	有害性・危険性を有する漂着物が集積する海岸
海岸の特性	自然的特性	瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園又は自然海浜保全地区に属する海岸
	地理的特性	離島、容易には近づけない半島等に該当する海岸
	社会的特性	港湾区域、漁港区域、海水浴場等レジャー施設に該当する海岸

(3) 重点区域の設定

選定基準に基づき、選定方針に従って、本県の重点区域を図 2-5 のとおり設定しました。

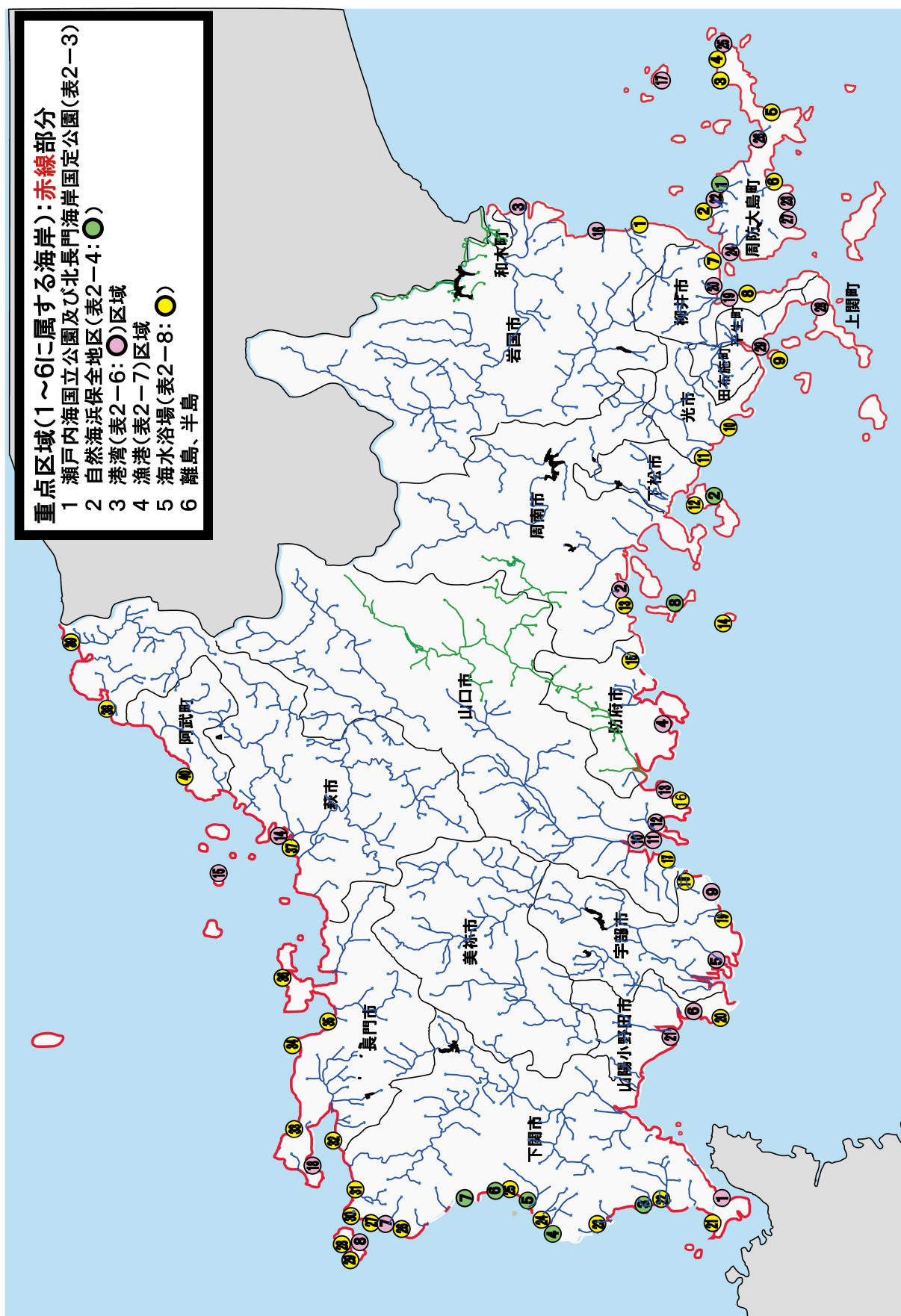


図 2-5 重点区域図

第2節 海岸漂着物の状況

1 海岸漂着物の実態調査

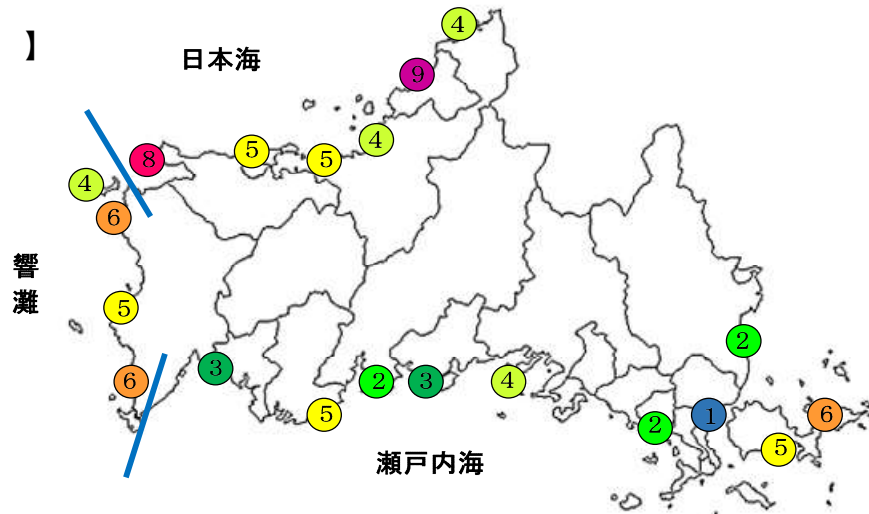
三方を海に接する本県の海岸では、海域によって漂着物の特性が異なります。

県内の海岸漂着物の実態を把握するため、令和元年度に「水辺の散乱ごみ指標評価手法（海岸版）」に準じた漂着物の分布調査と、環境省「漂着物対策総合検討業務」におけるモニタリング手法に準じた漂着物の組成調査を行いました。

(1) 分布調査の結果

調査区画は、幅 10m で陸側は海岸植物が分布する手前まで、海側は汀線までとしました。20 地点の漂着物の調査結果は、図 2-6、図 2-7 のとおりです。

【夏季（9月）】



【冬季（1月）】



ランクによる色分け及びゴミ袋数・容量一覧表												
ランク	0	T	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
色分け	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
袋数	0	1/8	1/4	1/2	1	2	4	8	16	32	64	128
容量 (L)	0	2.5	5	10	20	40	80	160	320	640	1280	2560

注1:袋数、容量ともにおおよその量である。
注2:1袋は20Lで換算して計算したものである。

図 2-6 海岸漂着物の分布調査結果